

第3次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画策定方針

1 計画策定の必要性

(1) 計画の位置付け

市町村における計画策定の根拠は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に定められています。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(2) 国・県・県内自治体の動向

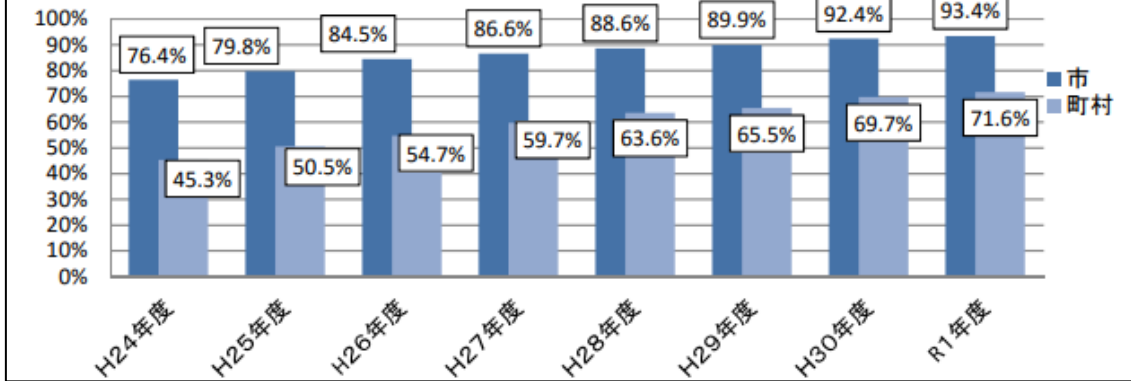
毎年、国・県ともに読書活動推進計画の策定状況について調査を行っています。策定は努力義務ですが、全国では93.4%の市が策定しており、神奈川県内では、県及びすべての市町村が策定（100%）しています（次頁）。

なお、国では平成30年4月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次）を策定し、今年度は5年目（最終年度）を迎えることから、次期計画の策定に向けて検討を進めています。県においては、平成31年3月に「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～」が策定されました（右図）。



(2) 市・町村別の子ども読書活動推進計画策定率

(令和2年3月31日現在)



出典：都道府県及び市町村における子供読書活動推進計画の策定状況について（文部科学省）

【貴市町村における子ども読書活動の推進に関する施策の計画について】

問1 子ども読書活動推進計画（第1次）の策定年月日はいつですか。

問2 子ども読書活動推進計画を改定済み（第2次、第3次及び第4次）の市町村にお伺いします。改定年月日はいつですか。

問3 今後子ども読書活動推進計画を改定する予定はありますか。

	市町村名	問1	問2			問3		
			第2次	第3次	第4次	ある	ない	その他
1	横浜市	平成18年3月	平成23年3月					<ul style="list-style-type: none"> 平成26年3月、「横浜市民読書活動推進計画」と統合 令和元年12月に「第2次横浜市民読書活動推進計画」を策定済 令和5年度に「第3次横浜市民読書活動推進計画」を策定予定
2	川崎市	平成16年4月	平成23年4月	平成30年3月		令和4年4月		
3	相模原市	平成17年4月	平成23年3月	令和2年3月		令和9年3月		
4	横須賀市	平成19年1月	平成24年2月	平成30年2月		令和4年2月		
5	平塚市	平成17年3月	平成22年2月	平成27年2月	令和2年2月			第4次計画は令和2年度から5年間の計画期間となるが、現時点では今後5年ごとに改定するかは未定。
6	鎌倉市	平成20年2月	平成25年2月	平成30年2月		令和5年2月		
7	藤沢市	平成18年3月	平成23年3月	平成28年3月	令和3年3月	令和8年3月		

8	小田原市	平成22年9月	平成29年3月			令和5年3月		
9	茅ヶ崎市	平成23年6月	平成28年4月			令和5年4月		
10	逗子市	平成25年3月	平成30年3月			令和5年3月		
11	三浦市	平成21年2月	平成28年3月			令和4年3月		
12	秦野市	平成20年4月					○	
13	厚木市	平成19年4月	平成25年3月	平成30年4月				改訂年月日は未定
14	大和市	平成17年7月	平成24年2月	平成29年3月		令和4年3月		
15	伊勢原市	平成19年1月	平成25年4月	平成30年3月			○	
16	海老名市	平成19年3月	平成22年4月	平成29年4月		令和4年3月		
17	座間市	平成17年11月	平成23年8月	令和3年3月		令和8年3月		
18	南足柄市	平成17年3月	平成25年12月	令和3年3月		令和8年		
19	綾瀬市	平成23年2月	平成29年3月			令和3年12月		

	市町村名	問1	問2			問3		
			第2次	第3次	第4次	ある	ない	その他
20	葉山町	平成25年3月	平成30年8月			令和5年4月		
21	寒川町	平成18年11月						一次を継続して見直しを検討
22	大磯町	平成20年3月	平成23年3月	平成29年2月	令和3年3月	令和7年4月		
23	二宮町	平成17年3月					○	
24	中井町	平成15年12月						必要に応じて改定予定
25	大井町	平成20年3月	平成25年3月	令和3年3月		令和8年3月		
26	松田町	平成18年6月	平成30年4月				○	
27	山北町	平成22年3月	令和3年3月				○	
28	開成町	平成16年3月	平成28年3月	平成31年3月		令和4年3月		
29	箱根町	平成21年3月	平成27年3月	令和2年3月		令和7年3月		
30	真鶴町	平成20年3月	平成25年4月	平成30年4月		令和5年4月		
31	湯河原町	平成19年3月	平成24年3月	平成29年3月		令和4年3月		
32	愛川町	平成19年5月	平成24年5月	平成30年4月		令和6年4月		
33	清川村	平成19年3月						検討中

出典：子ども読書活動推進に係る県内の取組状況（神奈川県）（令和3年4月調査）

（3）本市の取組

本市では現在、第2次計画の取組を行っています。計画期間は、平成28年度から令和2年度までの予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、計画の策定を2年間延期しました。毎年度、評価を行い、結果を公表しています。

第1次、第2次計画ともに「読書のよろこびを子どもたちに」伝えるという目標を掲げ、第2次計画では「(1)関係する主体が連携して子どもの読書活動を推進する」、「(2)子どもの読書活動に関する情報提供と啓発を行う」という二つの基本方針を定めています。



ブックスタートの様子

第2次計画に位置付けられた様々な施策は、協議会から「概ね良好な状態である」と評価いただいています。特にブックスタート（赤ちゃんとその保護者に絵本体験をプレゼントする活動。左写真）は、子どもの情緒的発達を促進するとともに、親子間のつながりを深める効果が期待される、極めて重要な施策の一つとして高く評価されました。

しかし、「施策No.16 ボランティア登録・派遣システム構築及び支援者の養成」等、未達成の施策があり、4つの数値目標についても、例えば「調べ学習等、市立図書館を利用した授業を行った学校数」は、一時的に目標を達成したものの、維持できていません。全国的な傾向として不読率の上昇が報じられる中、読書活動推進の取組は引き続き重要なものとして、次期計画策定に向けた提言もいただいています。

そのため、これまでの取組を振り返り、これからの具体的な方策と目標を明らかなものとするため、「第3次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画」を策定します。

2 計画の方向性

（1） 計画期間

令和5年度から9年度までの5年間とします。

本計画については、総合計画に掲げる理念的な目標を核としていますが、資源配分を伴う具体的な施策は、実施計画2025の範疇を予定しています。

また、現計画と同様、社会状況の急激な変化に応じた施策の変更も考えられますが、総合計画、実施計画2025の目指す方向に沿って展開してまいります。

（2） 方向性

現行の計画を継承し、国・県の動向を注視しつつ、茅ヶ崎市総合計画、茅ヶ崎市教育基本計画と整合性を図りながら、バックキャストिंगの発想で取り組みます。将来像や目標を示しながら、具体的な施策や事業を示す内容となります。

また、第2次計画の推進にあたっては、協議会から「①誰も置き去りにしない読書活動の推進、②本によるこびを伝える活動の推進、③人と人との協働し子どもの心を育てる」という新たな視点でご意見をいただきました。そして、図書館と学校で更なる連携をしていく必要があることや、数値目標のあり方について指摘されています。第3次計画の策定においてもこれらの考え方を尊重していくとともに、数値目標の設定や質的な

評価のあり方等について検討していきます。

本市の子ども読書活動をさらに推進するために、第2次計画に位置付けた施策の振り返りを行うとともに、その結果を踏まえ第3次計画で対応すべき事項を次のとおり整理しました。

(ア) 社会の変化への対応

7年間にわたる計画期間のうち、3年を超える期間がコロナ禍の中での取り組みでした。この間、第2次計画策定時には想定していなかった大きな社会変化がありました。

- ・新しい生活様式やウィズコロナに対応した環境の変化
- ・デジタル化の急速な進展
- ・GIGAスクール構想の実現 等

第2次計画においてもオンライン（Zoom）によるおはなし会の開催等、工夫を重ねて読書活動を推進していますが、新しい時代のあり様に応じた施策を提示します。

(イ) 家庭における取り組みの把握と推進

第2次計画の推進においては、関係する5つの主体（家庭、保育園等、学校、図書館、公民館等）の具体的な取組を25の施策として掲げています。家庭においては、次の3つの施策となっています。

- 施策No.1 「家庭における読書活動の推進」
- 施策No.2 「おはなし会をはじめとする事業への参加」
- 施策No.3 「図書館等の利用」

しかし、家庭での取り組みを外部から評価することは難しいため、施策No.1～3は、評価書に掲載していません。第3次計画においては、家庭での取り組み状況を把握・分析する方法を検討し、その取り組みを推進します。

(ウ) 未達成となっている施策への対応

25の施策はおおむね達成できていますが、次に掲げる施策が未達成となっています。

- 施策No.9 「学校図書館運営の工夫」
ねらい：学校の蔵書のデータベース化と活用方法について研究します。

学校の蔵書のデータベース化は今年度に取り組み中ですが、活用方法についての研究は、GIGAスクール構想とも強い繋がりがあると考えます。引き続き、第3次計画において取り組む課題と捉えています。

- 施策No.15 「子どもが利用しやすい環境の整備」
ねらい：児童カウンターを設置し、子ども向け読書相談を受けます。

物理的な設置と人的配置の困難さから、未達成となっています。「児童カウンター」

そのものの設置は、実現が難しいと捉えています。子どもたちにとって読書相談がしやすい環境の整備は、引き続き課題であると考えています。

施策No.15 「子どもが利用しやすい環境の整備」

ねらい：中・高校生を対象とした読書講座を行い、子どもが来館するきっかけをつくります。

読書離れが始まる中・高校生を対象とした講座については、集客が難しいという課題があり、第3次計画においても引き続き取り組む必要があります。講座は子どもが来館する（そして本を借りてもらう）ためのきっかけのひとつであり、目指すのは読書習慣の形成です。第3次計画の策定においては、講座にこだわらず、SNSの活用や読書室で試験勉強をする子どもたちを対象とした取り組み、非対面による貸出など、時代の変化に応じたさまざまなアイデアを出しながら、具体的な施策を検討します。

施策No.16 「ボランティア登録・派遣システム構築及び支援者の養成」

ねらい：子どもの読書に関わるボランティアが十分に活躍できるように、登録・派遣などのシステムをつくります。

支援者の養成については、毎年講座を開催して取り組むことができていましたが、コロナ禍においては開催中止を余儀なくされました。また、養成した支援者を図書館として登録・派遣できるシステム（＝仕組み）の構築には着手できていません。一例として、読書活動指導協力者について、後継者不足が課題であると認識していますが、持続可能な仕組みとするために、専門性の高い一人を養成するのではなく、チームで活動する方向へシフトし、チームで活動しやすい環境を整えていくことが必要であると捉えています。

第2次計画で取り組んでいる、図書館をはじめ様々な施設で行われるおはなし会も、学校での開き読みも、ブックスタートも、多くのボランティアの方々に支えられてこそ実施できています。読書活動推進に関わる人材の育成は、図書館にとって非常に重要であると考えており、第3次計画においても、引き続き取り組むべきものと考えております。

(エ) 子ども目線の計画

第2次計画は第1次計画の反省に基づき、シンプルなつくりとなりました。それでも一般市民にとって「計画」は難しいと感じるものです。第3次計画においても平易な表記を心がけるとともに、当事者である「子どもたち」に伝わるような計画を目指します。

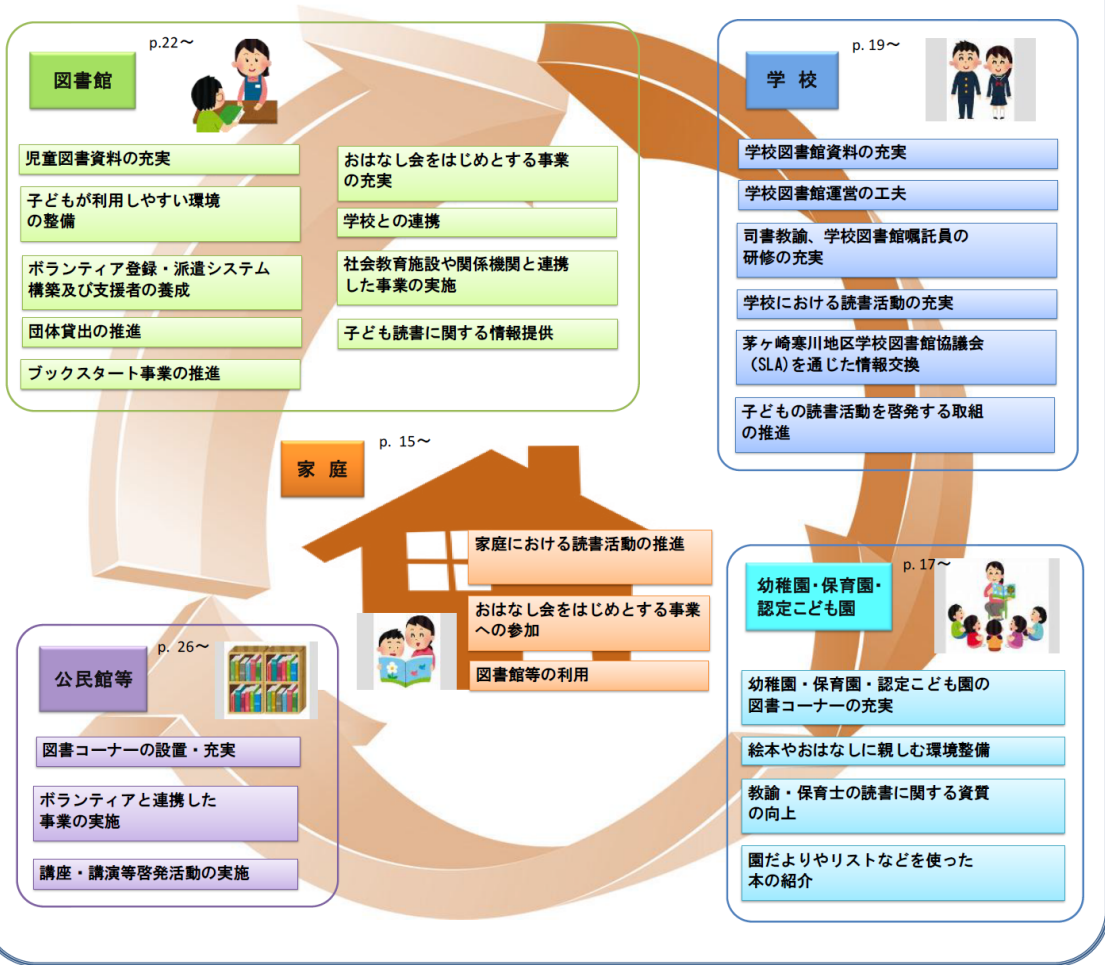


読書のよろこびを子どもたちに



基本方針

- (1) 関係する主体が連携して子どもの読書活動を推進する
- (2) 子どもの読書活動に関する情報提供と啓発を行う



(3) 策定の体制

- (ア) 茅ヶ崎市立図書館協議会（附属機関）
- (イ) 茅ヶ崎市子ども読書活動推進連絡調整会議（庁内関係9課で構成）
- (ウ) 茅ヶ崎市立図書館（事務局）

第2次計画の推進体制の核となっている（ア）外部組織である協議会、（イ）内部組織である調整会議図書館を中心に（ウ）が事務局となって策定作業を行います。

特に（イ）は、小中学校における取組の重要性を鑑み、教育センター・学校教育指導課との連携を密にします。

なお、これまでと同様、計画策定、冊子作成・印刷にあたって委託等はありません。

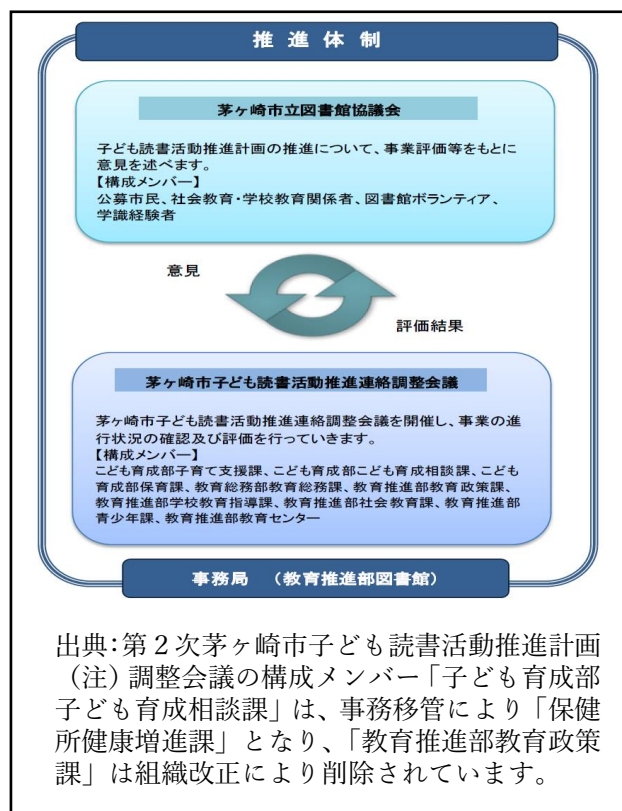
(エ) 関係機関との連携

小中学校との連携が重要となることから、校長会の協力をいただくなど、関係機関と連携しながら策定を進めます。

(オ) 市民参加

利用者アンケートの結果を活用するとともに、必要に応じて、利用者やボランティア団体への聞き取りを行います。

また、素案がまとまった段階でパブリックコメントを実施し、幅広い市民の意見を十分反映させたものとします。



3 策定スケジュール

時期	内容
7月	策定方針決定
8月	茅ヶ崎市立図書館協議会 第1回定例会
9月～12月	茅ヶ崎市子ども読書活動推進連絡調整会議による検討 茅ヶ崎市立図書館協議会による検討 計画素案の作成
1月～2月	パブリックコメント実施
3月	計画案の作成 計画の決定

